

相続税関係

共有持分を取得した場合の 課税関係

1 はじめに

少子高齢化が進むに伴い、相続人不存在となるケースも増えてきている。本稿では、相続人が不存在であるため民法第255条の規定により他の共有者が共有持分を取得する場合の流れや課税関係について確認したい。

2 事例

私は、従兄弟と共有で土地を所有しており、その共有土地上に所在する共有の二世帯住宅で生活をしている。

ある日、従兄弟が急逝し相続が発生したのだが、従兄弟には相続人がいない。この場合、従兄弟の所有している不動産の持分は国庫に帰属してしまうのか。

3 共有持分取得までの流れ

被相続人について相続人不存在が確定し清算手続終了後の残余財産がある場合、請求が認められれば特別縁故者に財産が分与される。特別縁故者もない場合又は分与後財産が残った場合には、相続財産は国庫に帰属する(民法951~959)。しかし、民法第255条では「共有者の一人が、その持分を放棄したとき、又は死亡して相続人がないときは、その持分は、他の共有者に帰属する」と規定されており、例外的に共有財産については他の共有者に帰属することとなる。

特別縁故者への分与と共有者への帰属の優先順位について

は、最高裁平成元年11月24日判決において「共有者に帰属する時期は清算後相続財産が残存することが確定したとき」と解され、特別縁故者への財産分与が優先するとされている。

4 相続税の課税関係

(1) 課税方法

共有に属する財産の共有者の一人が死亡した場合においてその者の相続人がいないときは、その者に係る持分は、他の共有者がその持分に応じて遺贈により取得したものととして相続税が課される(相基通9-12)。

(2) 相続財産の評価時点

共有持分を遺贈により取得したものとされることから、遺贈と同様に相続開始の時となる。

(3) 相続税の申告期限

① 特別縁故者による財産分与の請求がない場合…財産分与の請求期限の満了の日の翌日から10月以内

② 特別縁故者の財産分与の請求がある場合…分与額又は分与しないことの決定が確定したことを知った日の翌日から10月以内

(4) 相続税の総額の計算

相続税の総額は、共有者が取得した相続財産の課税価格(取得した共有者が2名以上いる場合にはその合計額)から基礎控除を控除した残額に税率を乗じて計算する。法定相続人がいな

いことが前提となるので基礎控除額は3,000万円となる。

(5) 相続税額の加算

共有者は相続税の2割加算の対象となる。

(6) その他の計算上の留意点

配偶者控除、未成年者控除、障害者控除の適用は配偶者又は法定相続人に限られているため、共有者には適用できない。同じく、相次相続控除の適用についても、相続(相続人に対する遺贈を含む)以外の事由による取得については適用できない。

一方、小規模宅地等の評価減の特例については、対象者が相続人に限られていないため、親族である場合には要件を満たせば適用することができる。

ゆえに本事例においても、他の適用要件を満たしていれば、特例適用の対象となる。

5 おわりに

特別縁故者が分与を受けた相続財産については、分与時に分与時の価額で被相続人から遺贈により取得したものとみなされ相続税が課税される(相法4)。

一方で共有者が取得した場合の評価時点は相続開始の時であり、同じ相続人不存在のケースであっても、評価時点の取り扱いが異なることに留意が必要である。

右山研究グループ
税理士 田中 由美